

大田区立久原小学校

いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こり得るものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定 最終決定平成29年3月14日）・「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年7月10日 東京都・東京都教育委員会決定）・大田区「大田区いじめ防止基本方針」（以下、「大田区基本方針」という。）に基づき、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立久原小学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）を策定する。

I 学校基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、いじめのない学校の実現や児童の尊厳を保持する目的のもと、大田区・教育委員会、区立学校、家庭、地域社会その他の関係機関が相互に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

II いじめの定義

この学校基本方針における「いじめ」とは、法2条及び大田区基本方針を基に、次のものをいう。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

III いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。

法第4条及び大田区基本方針を基に、次のように述べる。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童はいじめを行ってはならない。

なお、このことを久原小学校教職員は折に触れ、児童に指導するものとする。

Ⅳ いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こり得るという認識の下、大田区・教育委員会、学校、家庭、地域社会及びその他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。

とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業をはじめとしてすべての教育活動を通じて、児童がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、児童会等による主体的な取組を支援するなどして、児童がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

2 児童をいじめから守り通し、児童のいじめ解決に向けた行動の推進

いじめられた児童を守る

学校は、いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、家庭、地域社会その他の関係機関と連携し、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

児童の取組を支える

学校は、周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を推進する。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

学校が一丸となって取り組む

学校がいじめ問題に適切に対応できるようにするため、具体的事例、研修、日々の教職員間における情報の共有化をすすめ、個々の教職員がいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高めるとともに、学校全体による組織的な対応を行う。

4 保護者・地域住民・関係機関と連携して取り組む

社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、大田区・教育委員会、保護者や地域住民、関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進する。なお、ここにおける「保護者や地域住民、関係機関」とは、次のような学校をサポートする構成員等を指す。

- 保護者
- 学校医
- スクールソーシャルワーカー（S S W）
- 民生委員・児童委員
- 主任児童委員
- 保護司

- 子ども家庭支援センター職員
- 児童相談所職員
- 警察職員（スクールサポーター含む）

等

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように、家庭での話し合い等を通して、児童に対して規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童をいじめから保護する必要がある。参考として、法9条を次に記す。

（保護者の責務等）

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

また、保護者や地域住民及び関係機関は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめ防止等の取組に協力するよう努める。

V 学校における取組

1 学校基本方針の策定

本校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定 最終決定平成29年3月14日）、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年7月10日東京都・東京都教育委員会決定）及び「大田区いじめ防止基本方針」に基づき、「大田区立久原小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 組織等の設置

- (1) いじめ防止等の対策のための組織（以下「久原小学校いじめ対策委員会」という。）を設置し、あらゆるいじめにたいして迅速かつ組織的に対応する。
- (2) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、常設部会A生活指導部による「久原小学校いじめ防止対策委員会（狭義）」とし、毎月の定例会にていじめに関する情報共有等を行う。
- (3) いじめ防止等に関する措置を具体的かつ実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、当該児童学年主任、当該児童担任、養護教諭、スクールカウンセラー等による「久原小学校いじめ防止対策委員会（広義）」を設置し校長の指示により招集する。
- (4) 久原小学校いじめ防止対策委員会（狭義）は、児童及び保護者に対して、組織の存在及び活動を周知させるとともに事案に迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを認識されるような取組を行う。
- (5) 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに久原小学校

いじめ防止対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

(1) 未然防止

- 学校全体に「いじめは絶対に許されない」という意識を高める。
- 各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育や特別活動の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- 児童がいじめ防止について主体的に考え、議論する等、積極的にいじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- 年3回の校内研修等OJTの充実やOff-JT等を通じて教職員の資質を向上する。
- インターネットによるいじめ防止のための啓発活動を行う。
- 個人面談や教育相談、学校・学年・学級だよりなどを通じて、家庭との連携・協力を強化する。

(2) 早期発見

- 日常的な会話や観察等を通して、児童の気になる様子やいじめの疑いのある状況等がないか、きめ細かく把握するよう努める。
- 定期的なアンケート調査（月1回の簡易なもの及び学期1回の詳しいもの）や大田区のメンタルヘルスチェック、担任や5年生対象のスクールカウンセラーによる個別面談等により、早期のいじめの実態把握に努めるとともに、保健室や相談室の利用等、児童自らがいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- 児童に対し、定期的に外部相談窓口の周知のためのチラシを配布する等により、学校に相談しづらいことについては、多様な外部の相談窓口で相談に応じていることを伝える。
- 週1回の生活指導夕会を使って、いじめに関する情報を全教職員で共有化する。
- 保護者や地域住民、関係機関の職員等からのいじめに関する情報の収集に努める。

(3) 早期対応

- 「いじめは、いつ、どの学級でもおこり得る」「どの子も加害者・被害者になり得る」という危機感を常にもち、発見した場合には特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- 教育的配慮の下、毅然として態度でいじめた児童を指導する。
- いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組やいじめを撲滅する取組を行う。
- いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- 学校だよりや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- スクールソーシャルワーカー（SSW）など、関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。
- 単に謝罪をもって安易にいじめは解消したとすることなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいること及びいじめられた児童が心身の苦痛を感じていないことが確認できなければ、解消している状態とはいえないことを踏まえ、いじめられた児童及びいじめた児童については、引き続き様子を注意深く観察する。おおよそ3か月間を目安とする。

(4) 重大事態への対処

重大事態とは、法第28条第1項に規定されているにより、次に掲げる場合を指す。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 全教職員は、上記の定義と解釈の内容を確認し、理解を深める。
 - 重大事態の発生が確認された場合には、直ちに教育委員会を通じて区長へ事態発生について報告する。
 - いじめられた児童の安全を確保する。
 - いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
 - いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
 - 必要に応じ、児童や保護者等への心のケアを行う。
 - 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
 - いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
 - 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会等が行う調査に協力する。
 - 重大事態の調査結果について教育委員会や区長に報告する。
 - 報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。

VI 校内の組織図および連携体制

